

## 火災の種別について

大船渡地区消防組合高機能デジタル消防指令センターは、平成25年5月10日から運用開始をしておりますが、火災が発生し、その火災が拡大する可能性がある場合、消防団員を召集するために防災行政無線広報を火災の種別に基づいて行っています。

以前に防災行政無線広報を実施した際、火災の内容についての問い合わせが多いことから、今回は火災の種別について説明をします。

火災の種別とは大きくわけて次の6つに分類されていますので、「〇〇火災」と広報された場合は、その種別によるものとご理解下さいますようお願いいたします。

### ① 建物火災



建物と建物の壁、柱に囲まれた部分にある物（収容物）を対象としています。

収容物の例として、建物内（車庫等）で車が燃えた場合、収容物となるので「建物火災」となります。

### ② 車両火災



原動機によって運行する車とその積載物として扱います。

自転車は軽車両の扱いとなり、人が乗れる車ですが、原動機がついていないので該当しません。

積載物について、ゴミ収集車のごみから出火した等のケースは全て「積載物」の扱いで「車両火災」となります。

### ③ 船舶火災



船舶、フェリー、釣り船、ヨットなど動力は問わず船舶の対象となります。

フェリー内の「トラック(車両)」は、船舶の積載物ですので、トラックから出火し、トラックだけしか焼損していなくても「船舶火災」となります。

④ 航空機火災



航空機の他に、ガス装置を付けている気球が入ります。

このように車両、船舶、航空機は「乗り物火災」としての性格から、「人の乗車」を本来的に想定しており、ドローンやラジコンヘリは「航空機火災」にはなりません。

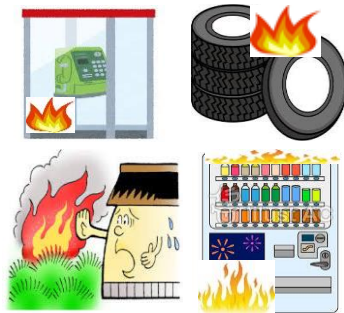
⑤ 林野火災



原野、牧野、天然林、人工林があり、その林野や牧草の他に、山林の下草が含まれます。

火災統計上、全国的に「火入れ」と言う火災原因が多くあり、これ自体が、地域により考え方が変わりますが、立木が一本でも焼損していれば「林野火災」と考えます。

⑥ その他の火災



立て看板、枯れ草、休耕田、自動販売機、郵便ポスト、公衆電話ボックス、廃タイヤ、廃材など①～⑤の区分に該当しないものをいいます。